

令和2年5月28日

新型コロナウイルス感染防止を踏まえた総合社会福祉センター並びに
老人福祉センター松原会館のイベント等及び貸室利用に関する方針

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
会長 高橋良知

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る政府緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日以降の総合社会福祉センター並びに老人福祉センター松原会館（以下、センター等とします。）のイベント等及び貸室利用に関する方針を以下の通り定めることとします。

福祉団体等による開催についても、これに準じて取り扱うこととします。

1 参加者が100人（6月末日までにおいては50人）を超える大規模イベント等の開催及びセンター等の貸室利用について

○6月末日までにおいては50人、7月から8月末日においては100人を超える参加者・利用者が見込まれるイベント等の開催及び貸室利用は、引き続き、開催・利用を中止することとします。

なお、9月以降の開催・利用に関しては、収容人数の半分以下を目安とし、自宅等での事前の体温・体調チェックを徹底していただき、感染の疑いがある方の参加、入場は認めません。併せて、下記の感染防止対策を講じたうえで実施できることとします。

2 参加者が100人（6月末日までにおいては50人）に満たない小・中規模イベント等の開催及びセンター等の貸室利用について

○6月末日までにおいては50人、7月から8月末日においては100人に満たないイベント等の開催及び貸室利用においては、主催者又は利用責任者において下記の感染防止対策を講じたうえで、順次、実施できることとします。ただし、飛沫感染防止の観点から、原則としてマスクの着用をしない前提での開催・利用はできません。

※貸室利用については、下表の「貸室の利用人数の目安について」により制限します。

3 感染防止対策について（共通事項）

○イベント等の開催及び貸室利用に際しては、主催者又は利用責任者において、3密の回避（入退場時の制限・誘導（収容人数の半分以下を目安とする等）、四方を空けた席配置、定期的な換気）、手洗いの励行、手指及び施設の消毒、マスクの着用、参加者・利用者の把握、開催・利用時間の短縮、ごみの管理の徹底、事前の体温・体調チェック、関係職員等の安全確保（ビニールカーテン、間仕切り等）といった感染防止対策を講じなければなりません。

4 その他について

○クラスター感染（集団感染）は、全国の様々な場所、条件で発生していることから、イベント等の開催及び貸室利用に際しては、会場や活動内容など個々のリスクの態様に即して、その可否を判断することとします。このことにより、現在、施設予約済みのものであっても、その活動内容や人数によっては利用をお断りすることがあります。

○総合社会福祉センター出入口については、引き続き、夜間入口のみといたします。

○総合社会福祉センター内のドリーマ松原、スマイラ松原は通常通り開所します。

貸室の利用人数の目安について

総合社会福祉センター

階数	貸室名	利用人数の目安
2階	福祉団体連絡室 ※	6名
2階	録音室	2名
3階	多目的ホール（集会室1）	30名
3階	会議室（集会室2）	13名
3階	和室（集会室3）	7名

※現在、「新型コロナウイルスの影響による一時的な資金の緊急貸付等」による相談が急増しているため、相談で使用している【福祉団体連絡室】の利用については、当面の間、中止とさせていただきます。

老人福祉センター松原会館

階数	貸室名	利用人数の目安
1階	大広間	50名
1階	梅の間	4名
1階	集会室	25名

本方針は、今後の埼玉県内及び蕨市内の感染状況等により見直すことがあります。